

## 性的指向・性自認と人権

### 1 人の性的指向や性自認の平等な尊重

人の性的指向（恋愛感情や性的関心が主にどの性別に向いているか）や性自認（性同一性、ジェンダー・アイデンティティ。性別についての各人の内的な意識。各人が深く感じている内的かつ個人的な性別に関する経験。）は、人により異なっている。すべての人は等しく個人として尊重されるべきことは憲法も確認している（13条・14条）ところ、各人の性的指向や性自認は人格に関わるものであり、等しく尊重されるべきものである。

### 2 包括的差別禁止法あるいは性的指向・性自認に基づく差別の禁止法

現在では、包括的な差別禁止をはかる法制度をもつ国・地域も少なくない。すなわち、差別が許されない事由（人種、信条、性別、社会的身分、門地、性自認、性的指向、障がい、年齢など）において包括的であり、差別が許されない場面（学校・教育、雇用、医療、公的役務、民間事業、刑事手続・収容施設など）においても包括的な法制度である。人権の保障には、効果的な救済制度が伴うことが必要であるが、政府から独立した人権救済機関を設けている国も多い。

性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律は、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識」（第3条）は確認しているが、特段の差別禁止規定は有さず、ましてや差別からの救済手続があるわけでもなく、きわめて不十分なものである。

東弁は、関連する会長声明<sup>i</sup>（2021年及び2023年）や会長談話（2024年）を発出してきている。日弁連も、行動のための人権宣言2024年にて、性的少数者があらゆる分野において性的指向や性自認における差別を受けることなく権利を行使できるように制度の改善と法制度の整備を求めていく。今後、東弁及び日弁連は、包括的な差別禁止法、あるいは性的指向及び性自認に基づく差別の禁止法の制定についてとりくむべきである。また弁護士会員及び職員のために性的指向や性自認を尊重する方向での会の規則等の改訂にも引き続き取り組むべきである。<sup>ii</sup>

### 3 婚姻の自由及び平等

現在、法令上の性別が同性の者の間での婚姻（以下「同性婚」という。）はできない。婚姻届をなす2名の当事者の法令上の性別が同じであると婚姻届は受理されない。これは、戸籍実務において、同性の婚姻を民法は認めていないといった解釈がとられているためである。

誰もが婚姻の自由、すなわち婚姻するかしないか、いつ誰と婚姻するかの自由を享有する。さらに、婚姻は、それにかかる法制度の存在を前提としており、婚姻という法制度を利用する権利という側面がある。同性婚ができないことは婚姻の自由の不当な制限である。また、性別の組み合わせによっては、選択した者と婚姻できないことは、平等原則の問題でもあり、性的指向や性自認が人格に関わり自らの意思で変更することのできないものであり歴史的に差別がされてきたものであることからは、厳格に審査すべきである。同性婚が認められないのは、婚姻が生殖と子育てのためのものであるからとの主張がなされることもあるが、異性間の婚姻も生殖可能性を要件としておらず、婚姻制度の主な目的は当事者間の人格的な関係を家族として保護することにある。日本弁護士連合会の2019年「同性の当事者による婚姻に関する意見書」も東弁の2021年「同性カップルが婚

姻できるための民法改正を求める意見書」も、同性婚が認められていないことは、婚姻の自由侵害、法の下の平等違反であり、関連する法の改正がなされるべきであると提言している。

直ちに、当事者の性別にかかわりなく婚姻できるようにすること、民法等関連する法令の改正が必要である。具体的な改正方法としては、たとえば、民法の婚姻の章の冒頭に、婚姻はその当事者の性別にかかわらず有効であることを明示する条文の新設や変更をおこない、各法令における夫婦や父母などの用語を同性の者による婚姻も含む用語に置き換えることが考えられる。「夫の子と推定する」嫡出推定の規定の問題もあるが、抜本的な改正が必要となるわけではない。

もっとも、現在、国会における同性婚についての議論や審議はすすんでいない。しかし、同性婚のできないことの憲法適合性を争点とする立法不作為違憲国賠訴訟6事件が進行中であり、5つの高裁が違憲の判断を示し、6事件とも最高裁判所に特別上告されて係属中である。日本に対して、2022年の自由権規約委員会の総括所見、2023年国連人権理事会の普遍的定期的審査での5か国の勧告、2024年女性差別撤廃委員会の総括所見も日本に対して同性婚の実現を求めている。

日弁連の2025年度人権擁護大会においては、「当事者の性別にかかわりなく婚姻を可能とする民法等の改正を求める決議」が圧倒的多数で採択された。

今度、東弁及び日弁連は同性婚の実現に向けた活動をよりいっそう進めるべきである。

#### 4 より望ましい性別の承認

すでに述べたように、法令上の性別とその人自身の自己の性別についての認識つまり性自認は異なっていることがある。かつては、そのようなことは精神的な病気であるとされたが、現在では、精神医学においても、WHOなど国際機関においても、病気ではないとされている。

法令上の性別と人の性自認が異なる場合、その人にとっては、法令上の性別をもって扱われることは、間違った性別の強制であり、個人の尊厳にもかかわることである。東弁も、2022（令和4）年3月23日付「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の『現に未成年の子がいないこと』の要件に関する意見書」において、憲法第13条が人の人格的自律に不可欠な権利を包括的に基本的人権として確認・保障していることから、人がその性自認に沿った取り扱いを求める権利は、人の人格の核心にかかわるものとして、憲法第13条によって確認・保障されているとしている。

そこで、性自認どおりの性別、すなわちその人にとってより望ましい性別を法的にも承認することが重要となる。各国において、法律あるいは裁判によって性別の承認が進められており、人権侵害的な要件が廃止されたり、医師の診断書が不要とされたりする傾向にある。実際には、性自認どおりの性別で生活しており、生活実態に法令上の性別を合わせるために性別の法的な承認が必要となっている人も多い。

日本でも、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）が、性別の取扱いの変更の審判が認められるための要件を定めている。

最高裁（2023年（令和5年）10月25日判決）は、要件として「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を求める特例法3条1項4号は憲法13条に違反とした。その後、同項5号の「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」要件を違憲無効とする地裁決定や適用違憲とする高裁決定も現れている。そのほかにも「現に婚姻をしていないこと」「現に未成年に子がいないこと」といった要件など人権侵

害的な要件が残っている。東弁及び日弁連は、性別の承認の制度の改善に向けた活動も進めるべきである。

以上

---

<sup>i</sup> L G B T 理解増進法案に関する会長声明（2021 年矢吹会長）、「性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める会長声明」（2023 年伊井会長）及び「社会生活のあらゆる分野・形態での差別を禁止する法制の調査・研究に向けた会長談話」2024 年松田会長）

<sup>ii</sup> 東弁の場合：2019 年 4 月 1 日施行で、同性愛者等である職員（カミングアウトの有無を問わない）のために職員就業規則等を改正し、同性パートナーを有する職員も、結婚、出産、育児等の際の休暇や支給金など、家族に関する福利厚生制度を利用できることを定めた。2020 年 1 月からは同性パートナーを有する会員に対しても、異性パートナーの場合と同様、会費免除・会務活動の免除・弔慰金・災害補償等の福利厚生を受けることができるよう会則改正等を行っている。これらの規則改正により、同性カップルが異性カップルと同じ福利厚生を享受できるようになった